

第 75 期 報 告 書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)



ロンシール工業株式会社

第75期 事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得情勢の改善などを背景に個人消費も緩やかに回復しているものの、円高の進行や原油価格の上昇などにより、先行きの不透明感は払拭されない状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、建設業界及び合成樹脂加工品業界における人手不足や原材料価格の上昇に伴うコスト上昇等により引き続き厳しい状況が続いております。

当社グループはこのような状況の下、営業力の強化と積極的な販売活動に努めてまいりましたが、当連結会計年度の連結売上高は、206億86百万円(前期比1.4%減)となりました。

損益面につきましては、当連結会計年度においても徹底したコストダウン及び諸経費の削減などの諸施策を実施してまいりましたが、営業利益は21億30百万円(前期比13.9%減)、経常利益は21億83百万円(前期比12.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は15億95百万円(前期比7.2%減)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

(合成樹脂加工品事業)

主力の建材製品は、国内床材が売上増となりましたが、防水資材、住宅資材、壁装材、輸出用床材は売上減となりました。また、産業資材製品は、欧米向けフィルムが売上増となりましたが、車両用床材は売上減となりました。

この結果、売上高は203億10百万円(前期比1.4%減)、営業利益は18億50百万円(前期比15.8%減)となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸料収入は、売上高は3億76百万円(前期比1.2%増)、営業利益は2億79百万円(前期比1.5%増)となりました。

企業集団のセグメント別売上高

事業区分 \ 期別	当 期		前 期		増 減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
合 成 樹 脂 加 工 品 事 業	20,310	98.2	20,603	98.2	△292	△1.4
不 動 産 賃 貸 事 業	376	1.8	371	1.8	4	1.2
合 計	20,686	100.0	20,974	100.0	△288	△1.4

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資は、加工機、試験機、環境対応設備、印刷・型押ロールなど、総額2億72百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控えてインフラ建設などの需要の盛り上がり本格化するほか、首都圏での再開発案件の増加などによる景気の押し上げが期待される一方、住宅投資の減少、販売競争の激化、原油価格の上昇による物流費・原材料価格の上昇、人手不足による人件費の上昇が懸念されるなど、引き続き厳しい状況が続く見通しです。

このような環境の下、当社グループは引き続き生産性向上や経費削減に努め、事業環境の変化にスピーディーに対応できる体制整備と、事業基盤強化策を推し進め、さらに新製品や工法の開発を合わせて実施し、安定した利益を確保し続ける企業への変革に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第72期	第73期	第74期	第75期
		平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高 (百万円)		21,371	20,930	20,974	20,686
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		935	1,253	1,719	1,595
1株当たり当期純利益		19円52銭	26円16銭	371円24銭	346円16銭
純資産 (百万円)		11,239	12,465	13,653	15,048
総資産 (百万円)		21,030	21,296	21,496	22,655

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
ロンシールインコーポレイテッド	US\$ 380,000	% 100.0	建材商品の仕入及び販売
株式会社ロンテクノ	千円 20,000	% 100.0	建材商品の仕入・販売及び工事
龍喜陸 (上海) 貿易 有 限 公 司	千人民元 1,975	% 100.0	建材商品の仕入及び販売

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業及び主要製品は次のとおりです。

合成樹脂加工品事業

- ・ 建築用床材 (TVOC対策品、抗菌・抗ウイルス製品、ノーワックス製品)

教育施設、医療福祉施設、生産施設、マンション等の床材
抗ウイルス性床シート「ロンプロテクト」、ノーワックス
床シート「CTシリーズ、CTシリーズ Sコレクション、ロ
ンメディカ、サニタリウム」、一般用床シート「ロンリウ
ムシリーズ」、発泡層付床シート「ロンフォームCT」、フ
ァッション床シート「ロンクレオ、ロンMoku」、防滑性床
シート「ロンマットME」、階段用床材「ロンステップME、
ロンステップ室内用」、各種機能性床シート「ソートンリ
ウム、IDフロアシリーズ、IDフロア難燃タイプ、ロンク
リーンリウム、プレスリウム」、機能性タイル「ロンタイ
ルOA」、タイルカーペット「パーホロンタイルカーペ
ット」

- ・ 屋上防水材

教育施設、医療福祉施設、オフィス、店舗、工場、マンシ
ョン、一般住宅等の防水材
ロンブルーフェース、ベストブルーフ、ニューベストブ
ルーフ、ベストブルーフシャネツ、ロンブルーフシャネ
ツ、ベストブルーフ α 、ベストブルーフRS

- ・ 環境対応防水システム

教育施設、医療福祉施設、店舗、工場、マンション、一般
住宅の屋上緑化、遮熱材料による環境保護とヒートアイラ
ンド現象の緩和

太陽光パネル設置工法「PV支持架台」、遮熱防水仕様「ベ
ストブルーフシャネツ」、「ロンブルーフシャネツ」、長期
防水保証システム「ロンブルーフSP」、屋上緑化システム
「ロングリーン仕様」

- ・ 壁装材 (TVOC対策品、抗菌・抗ウイルス製品、消臭製品及び一般品)

教育施設、店舗、オフィス、マンション、医療福祉施設、
一般住宅等の壁紙

- ・ 車両用床材

鉄道車両用、バス用の床材

- ・ 機能性フィルム

印刷用化粧フィルム、保護フィルム、IC関連加工用フィル
ム、抗ウイルス性フィルム

- ・ 工事業

各種防水工事及び室内装飾内装工事

不動産賃貸事業

- ・ ショッピングセンター施設

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社 (東京都墨田区)

本 社 分 室 (東京都墨田区)

大 阪 支 店 (大阪市淀川区)

営 業 所 札幌、仙台、北関東、土浦、東京、首都圏、横浜、名古屋、
大阪、広島、福岡

土 浦 事 業 所 (茨城県土浦市)

賃 貸 施 設 (東京都葛飾区)

② 子会社

ロンシーリングインコーポレイテッド (米国カリフォルニア州)

株式会社ロンテクノ (東京都豊島区)

龍喜陸(上海)貿易有限公司 (中国上海市)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比
437名	2名減少

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
385名	1名増加	40.2歳	14.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	百万円 168

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
(2) 発行済株式総数 4,625,309株 (自己株式15,235株を含む)
(3) 株 主 数 3,512名
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
東ソー株式会社	1,757	38.12
KBL EPB S. A. 107704	608	13.19
株式会社みずほ銀行	211	4.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	164	3.56
株式会社りそな銀行	100	2.17
東京海上日動火災保険株式会社	91	1.97
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	65	1.42
MSIP CLIENT SECURITIES	59	1.28
日本生命保険相互会社	53	1.15
RE FUND 107-CLIENT AC	40	0.87

(注) 持株比率は、自己株式 (15,235株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大村 朗	代表取締役社長	
田中 利彦	取締役兼常務執行役員 (土浦事業所長兼土浦事業所 生産技術部長 設備環境管 理部 品質保証部担当)	株式会社ロンテクノ取締役
井関 直彦	取締役兼常務執行役員 (人事・総務部 経理部 監査室 防水事業部担当)	
松本 公一	取締役兼執行役員 (経営管理部 情報システ ム部 購買部担当)	ロンシーレルインコーポレイテッド取締役 龍喜陸（上海）貿易有限公司董事
常盤 昭夫	取締役兼執行役員 (建築事業部長兼大阪支店長)	株式会社ロンテクノ取締役
田中 達也	取締役	田中藍株式会社代表取締役社長
平山 達也	取締役（常勤監査等委員）	株式会社ロンテクノ監査役
大石 秀夫	取締役（監査等委員）	
河本 浩爾	取締役（監査等委員）	東ソー株式会社取締役常務執行役員

- (注) 1. 取締役のうち田中達也氏、大石秀夫氏及び河本浩爾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、田中達也氏及び大石秀夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
2. 当社は定款において常勤の監査等委員を選定することができる旨を定めており、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、当該規定に基づき平山達也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当期中の取締役の異動
- ① 取締役 大村朗氏、井関直彦氏及び常盤昭夫氏は平成29年6月29日開催の第74回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ② 取締役 門脇進氏、稲葉英介氏及び中瀬雅廣氏は平成29年6月29日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	9 (1)	千円 84,669 (5,400)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (2)	20,418 (7,758)
合計	12	105,087

- (注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動の状況

監査等委員でない社外取締役田中達也氏は、当事業年度中に開催した17回の取締役会のうち、16回出席し、他社での経営者としての豊富な経験、知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

監査等委員である社外取締役大石秀夫氏は、当事業年度中に開催した17回の取締役会のうち、17回出席し、また、当事業年度中に開催した11回の監査等委員会のうち、11回出席し、他社での経営者、監査役としての豊富な経験、知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

監査等委員である社外取締役河本浩爾氏は、当事業年度中に開催した17回の取締役会のうち、17回出席し、また、当事業年度中に開催した11回の監査等委員会のうち、11回出席し、他社での経営者としての豊富な経験、知見及び財務・会計に関する適切な知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

25百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めておりません。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 子会社の監査の状況

当社子会社ロンシールインコーポレイテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針」を定め、取締役及び執行役員は率先垂範して同指針を遵守する。
 - イ. 取締役会への付議及び報告の基準となる「取締役会規則」及び「職務権限規程」を定め、取締役及び執行役員は同規則及び同規程に則り職務を執行する。
 - ウ. 取締役の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
- ② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 情報の保存及び管理に関する「文書管理規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の職務執行に係る情報が記載された文書を常時、取締役、執行役員から閲覧の要請があった場合に速やかに閲覧できるよう適切な場所に保管するとともに、定められた期間保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 「リスク管理基本規程」に則り、リスク管理体制を整備するとともに、役職員への周知徹底を行う。
 - イ. リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する。
- ④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査等委員会設置会社として、取締役会の監督機能強化に取組み、経営の監督意思決定機能と業務執行を分離し、業務執行に関する意思決定を機動的に行っていくため、取締役会の決議により定めた一定の事項については、経営会議及び稟議手続きを経て決定する。
 - イ. 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し担当業務を定め会社の業務を委任する。各執行役員は社内規程に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する経営会議での決定事項及び社長の指示の下に業務を執行する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針」を定め、同指針の遵守を徹底する。
 - イ. 「コンプライアンス規程」に則り、役職員一人一人が高い倫理観を持ち公正誠実にコンプライアンスを実践するよう継続的な教育を推進する。
 - ウ. コンプライアンス担当部門、コンプライアンス相談窓口を設け、コンプライアンスに関する相談及び通報が出来る体制を整える。また、通報を行った者に対し、当該通報したことを理由に不利な取扱いを行わないことを確保する。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、「子会社管理規程」に則り、その適正な運用を図る。
 - イ. 子会社は、当社のリスク管理体制に準じた自律的な管理体制を構築・運用し、当社は適切な報告を求める。
 - ウ. 子会社は、職務権限及び意思決定のルールを明確化し、当社は適切な管理及び指導を行う。
 - エ. 当社は、当社グループの役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針」を子会社へ周知徹底する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。
 - イ. 監査等委員会事務局の主要な人事については監査等委員会と事前に協議する。
 - ウ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人について、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性、監査等委員会の指示の実効性を確保するための体制に関し監査等委員会から要請があれば協議の上、協力する。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査等委員会へ報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に遅滞なく報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - イ. 内部監査状況（内部統制システムの状況を含む）及びリスク管理に関する状況、並びに社内通報制度に関する通報状況については監査等委員会へ遅滞なく報告する。
 - ウ. 前各項に関して、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 社長は、監査等委員と定期的な会合を開催し、経営全般に亘る事項について意見交換を行う。
 - イ. 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人から適宜報告を受け、相互連携を図る。
 - ウ. 監査等委員が職務の執行上必要と認める費用又は債務の処理について、会社に請求することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（１）の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況を調査し取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、体制の整備又は運用の見直しを行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度の運用状況としましては、取締役及び使用人は法令及び社内規程に基づき業務を執行し、内部統制システムが適正に運用されている事を確認しております。また、社内研修においてコンプライアンス教育等を実施し、ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針の周知・徹底を行っております。

なお、コンプライアンスとリスクの管理状況は取締役会に報告し、状況を確認の上、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制強化を図っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針」に反社会的勢力との関係遮断に関する行動指針を示し、社内教育・研修等を通じてその内容を周知徹底しています。また、人事・総務部を担当部署とし、事案の発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を整備しています。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、以下の経営方針を支持する者が、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えています。

【経営方針】

当社は、『ステークホルダーの信頼に込え続けること』を経営の基本としています。その為に、健全な経営システムのもと、企業価値の向上を目指し、更なるコーポレートガバナンスの強化が重要であると認識しています。

コーポレートガバナンスの基本方針は次のとおりです。

- ① 経営のスピードアップと事業遂行力の向上
- ② 企業行動の透明性と健全性の確保
- ③ 適時かつ適切な情報開示及びアカウンタビリティ（説明責任）の充実

なお、上記の経営方針に照らして不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や第三者（独立社外者）とも協議のうえ、次の3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ・当該措置が上記の経営方針に沿うものであること
- ・当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- ・当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、永続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本としております。利益還元の目標としては、連結当期純利益の15%～30%を目安とし、内部留保及び事業環境等を勘案し決定します。

このような方針の下、第75期の期末配当につきましては、平成30年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき70円 総額 322,705,180円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月11日

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(22,655)	(負債の部)	(7,606)
流 動 資 産	16,228	流 動 負 債	6,159
現金・預金	5,607	支払手形・買掛金	2,379
受取手形・売掛金	5,730	電子記録債務	1,745
電子記録債権	1,407	短期借入金	180
商品及び製品	2,235	一年以内に返済予定の長期借入金	192
仕掛品	226	未払金	785
原材料及び貯蔵品	623	未払法人税等	280
繰延税金資産	321	預り金	17
その他の流動資産	81	賞与引当金	344
貸倒引当金	△4	設備関係支払手形	48
固 定 資 産	6,426	その他の流動負債	184
有 形 固 定 資 産	5,203	固 定 負 債	1,447
建物及び構築物	1,873	長期借入金	52
機械装置及び運搬具	547	預り保証金	1,128
工具・器具・備品	345	退職給付に係る負債	65
土地	2,419	繰延税金負債	201
建設仮勘定	16	(純資産の部)	(15,048)
無 形 固 定 資 産	81	株 主 資 本	14,524
投 資 其 他 の 資 産	1,141	資本金	5,007
投資有価証券	1,061	資本剰余金	4,121
その他の投資その他の資産	96	利益剰余金	5,420
貸倒引当金	△16	自己株式	△25
		その他の包括利益累計額	524
		その他有価証券評価差額金	530
		為替換算調整勘定	△5
資 産 合 計	22,655	負債及び純資産合計	22,655

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		20,686
売上原価		12,390
売上総利益		8,296
販売費及び一般管理費		6,165
営業利益		2,130
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	27	
その他の営業外収益	65	92
営業外費用		
支払利息	9	
その他の営業外費用	30	39
経常利益		2,183
特別利益		
固定資産売却益	152	
投資有価証券売却益	8	161
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	37	
投資有価証券評価損	0	39
税金等調整前当期純利益		2,306
法人税、住民税及び事業税		682
法人税等調整額		27
当期純利益		1,595
親会社株主に帰属する当期純利益		1,595

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,007	4,121	4,147	△23	13,253
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△322		△322
親会社株主に帰属する当期純利益			1,595		1,595
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,273	△2	1,271
当 期 末 残 高	5,007	4,121	5,420	△25	14,524

(単位：百万円)

項 目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	385	15	400	13,653
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△322
親会社株主に帰属する当期純利益				1,595
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	145	△20	124	124
当 期 変 動 額 合 計	145	△20	124	1,395
当 期 末 残 高	530	△5	524	15,048

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称
ロンシールインコーポレイテッド
株式会社ロンテック
龍喜陸（上海）貿易有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のロンシールインコーポレイテッド及び、龍喜陸（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であり、当連結計算書類の作成にあたり同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券 償却原価法

イ. その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③デリバティブの評価基準

時価法（ただし、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、為替予約取引については振当処理を採用）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア. リース資産以外の有形固定資産 定額法

イ. リース資産

定額法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法
によっております。

②無形固定資産

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

③長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理をしております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
金利スワップ取引、為替予約取引
ヘッジ対象
借入金、外貨建（予定）取引残高

ウ. ヘッジ方針 借入金の利息相当額の範囲内及び外貨建（予定）取引残高の範囲内で、必要に応じてヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法 主にヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段についてそれぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較してヘッジの有効性の判定を行っています。但し、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び振当処理の要件を満たしている為替予約の場合は、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当社は適格退職年金制度の廃止日（平成15年6月30日）における自己都合要支給額から当該時点における年金資産を控除した金額に基づき、子会社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

③完成工事高及び完成工事原価の計上基準 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事は、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

④消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

⑤金額の表示単位の変更 当社の連結計算書類に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係わる債務

(1) 担保に供している資産

土 地	964百万円
建 物 及 び 構 築 物	410百万円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具 並 び に 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	621百万円

(2) 担保に係わる債務

長 期 借 入 金	129百万円
短 期 借 入 金	150百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,257百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,625,309株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月11日 取締役会	普通株式	322	70.00	平成29年3月31日	平成29年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	322	70.00	平成30年3月31日	平成30年6月11日

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 期末日満期手形

期末日は金融機関の休日でありましたが、期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しているため、期末日満期手形が次の科目に含まれております。

受取手形	158百万円
電子記録債権	64百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金の調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形・売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、販売取引先管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払金利の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスク回避を目的としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金・預金	5,607	5,607	—
(2) 受取手形・売掛金	5,730		
(3) 電子記録債権	1,407		
貸倒引当金(*2)	△4		
	7,132	7,132	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,048	1,048	—
(5) 支払手形・買掛金	(2,379)	(2,379)	—
(6) 電子記録債務	(1,745)	(1,745)	—
(7) 短期借入金	(180)	(180)	—
(8) 長期借入金(1年以内返済予定含む)	(244)	(245)	△0

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 受取手形・売掛金並びに電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・売掛金並びに (3) 電子記録債権

これらは信用リスクを把握することが困難なため、貸倒引当金をリスクとみなし、受取手形・売掛金並びに電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除した価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形・買掛金、(6) 電子記録債務並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金(1年以内返済予定含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額12百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。また、預り保証金(連結貸借対照表計上額1,128百万円)については、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都葛飾区四つ木において、ショッピングセンター施設(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,061	4,060

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末時価は、社外の不動産鑑定士により算出した価格であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

3,264円36銭

1 株当たり当期純利益

346円16銭

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(21,397)	(負債の部)	(7,204)
流動資産	14,774	流動負債	5,878
現金・預金	4,639	支払手形	418
受取手形	2,193	電子記録債務	1,745
電子記録債権	1,301	買掛金	1,854
売掛金	3,631	短期借入金	180
未収入金	83	1年以内返済予定の長期借入金	192
前払費用	7	未払金	691
商品及び製品	1,910	未払法人税等	239
仕掛品	175	未払費用	80
原材料及び貯蔵品	623	預り金	15
繰延税金資産	176	賞与引当金	325
その他の流動資産	30	設備関係支払手形	48
固定資産	6,623	その他の流動負債	86
有形固定資産	5,274	固定負債	1,326
建物	1,693	長期借入金	52
構築物	180	預り保証金	1,029
機械及び装置	544	退職給付引当金	46
車両運搬具	1	繰延税金負債	198
工具・器具・備品	340		
土地	2,496		
建設仮勘定	16		
無形固定資産	79	(純資産の部)	(14,192)
施設利用権	20	株主資本	13,681
ソフトウェア	42	資本金	5,007
ソフトウェア仮勘定	16	資本剰余金	4,120
投資その他の資産	1,268	資本準備金	4,120
投資有価証券	1,017	利益剰余金	4,578
関係会社株式	181	利益準備金	311
長期貸付金	0	その他利益剰余金	4,266
差入保証金	31	繰越利益剰余金	4,266
長期前払費用	21	自己株式	△25
その他の投資その他の資産	32	評価・換算差額等	511
貸倒引当金	△15	その他有価証券評価差額金	511
資産合計	21,397	負債及び純資産合計	21,397

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,334
売 上 原 価		11,459
売 上 総 利 益		6,875
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,218
営 業 利 益		1,656
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	185	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	63	248
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	28	37
経 常 利 益		1,868
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	152	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8	161
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	37	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	38
税 引 前 当 期 純 利 益		1,990
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		507
法 人 税 等 調 整 額		6
当 期 純 利 益		1,477

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	5,007	4,120	311	3,111	3,423
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△322	△322
当期純利益				1,477	1,477
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	1,154	1,154
当 期 末 残 高	5,007	4,120	311	4,266	4,578

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△23	12,528	372	12,900
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△322		△322
当期純利益		1,477		1,477
自己株式の取得	△2	△2		△2
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			139	139
当 期 変 動 額 合 計	△2	1,152	139	1,291
当 期 末 残 高	△25	13,681	511	14,192

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法

② 子会社株式 総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブの評価基準

時価法（ただし、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、為替予約取引については振当処理を採用）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産 定額法

② リース資産

定額法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法
によっております。

(2) 無形固定資産

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) 長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、適格退職年金制度の廃止日（平成15年6月30日）における自己都合要支給額から当該時点における年金資産を控除した金額に基づいて計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理をしております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
金利スワップ取引、為替予約取引
ヘッジ対象

③ヘッジ方針 借入金、外貨建(予定)取引残高
借入金の利息相当額の範囲内及び外貨建(予定)取引残高の範囲内で、必要に応じてヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法 主にヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段についてそれぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較してヘッジの有効性の判定を行っています。但し、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている為替予約の場合は、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(2) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(3) 金額の表示単位の変更 当社の計算書類に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係わる債務

(1) 担保に供している資産

土地	964百万円
建物及び構築物	410百万円
機械及び装置並びに 工具・器具・備品	621百万円

(2) 担保に係わる債務

長期借入金	129百万円
短期借入金	150百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,180百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権 950百万円

(2) 短期金銭債務 153百万円

4. 期末日満期手形

期末日は金融機関の休日でありましたが、期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しているため、期末日満期手形が次の科目に含まれております。

受取手形	135百万円
電子記録債権	63百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	3,229百万円
仕 入 高	435百万円
営業取引以外の取引高	160百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	15,235株
---------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	13百万円
賞与引当金	96百万円
未払事業税	20百万円
その他	90百万円
繰延税金資産小計	222百万円
評価性引当額	△27百万円
繰延税金資産合計	195百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	216百万円
繰延税金負債合計	216百万円
繰延税金資産の純額	△21百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	東ソー㈱	東京都港区	55,173	ソーダ・石油化学製品等の製造販売	(被所有)直接38.4	原材料の仕入 役員の兼任	原材料の仕入	272	買掛金	135

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ロンシールイ ンコーボレイ テッド	米国 カリフォルニア州	80 (380千米ドル)	建材商品の 仕入及び販売	100.0	建材製品の 販売 役員の兼任	建材製品の 販売 受取配当金	852 72	売掛金 未収入 金	170 72
子会社	㈱ロンテクノ	東京都 豊島区	20	建材商品の 仕入・販売 及び工事	100.0	建材製品の 販売 役員の兼任	建材製品の 販売 受取配当金	2,352 86	売掛金	693

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。
受取配当金については、子会社の当期純利益に基づき協議の上決定しています。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	東ソー物流㈱	山口県 周南市	1,200	荷役業務の 受託・配送 業務	—	荷役業務の 受託・配送 業務	請負業務等 貸貸料の受 取	1,478 36	未払金	304
その他の関係会社の子会社	大洋塩ビ㈱	東京都 港区	6,000	塩化ビニル 樹脂の製造 及び販売	—	原材料の仕入	原材料の仕入	593	買掛金	293

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 3,078円55銭
1 株当たり当期純利益 320円42銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

ロンシール工業株式会社

取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 濱田 尊 ㊞

業務執行社員

指定社員 公認会計士 長井 裕太 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロンシール工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロンシール工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

ロンシール工業株式会社
取締役会 御中

明 治 ア ー ク 監 査 法 人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 尊 ㊤
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 長 井 裕 太 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロンシール工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている、株式会社の支配に関する基本方針は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

ロンシール工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平山達也 ㊟

監査等委員 大石秀夫 ㊟

監査等委員 河本浩爾 ㊟

(注) 監査等委員大石秀夫及び河本浩爾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ホームページアドレス
<https://www.lonseal.co.jp/>